

建設部	<p>2 中山間地にある県道の維持管理体制</p> <p>県道の路肩や法面の草刈りなど維持管理の手法として、道路愛護や道路アダプトなどの制度が活用されていますが、これらの活動は地域のボランティアに支えられているのが実情です。</p> <p>しかし、人口が減少し高齢化が一層進む中で、特に中山間地においては、そうした活動の継続が困難になってきています。</p> <p>草刈りなど道路の維持管理を、地域住民の活動に委ねてしまう手法には限界があり、中山間地においては立ち行かなくなる状況が間近に迫っていると考えます。</p> <p>中山間地にある県道の維持管理について、従来の道路愛護や道路アダプトなどとともに、新たな委託事業を含む包括的な維持管理体制について早急に検討してください。</p>	<p>道路維持補修業務については、これまで直営作業で行ってきた業務の民間委託を進め、地域の業者による草刈り等の維持管理体制の充実を図ってまいります。</p> <p>また、長期的には各種道路施設の長寿命化修繕計画を策定し、道路維持補修費全体のコスト縮減、平準化を図り、効率的な維持管理予算の執行を進めるとともに、作業機械配備の充実を図ってまいります。</p> <p>さらに、可能な部分は職員自ら作業を行うなど、限られた財源の中で最大限の効果が出せるよう効率的な業務の進め方を検討してまいります。</p>	道路管理課
-----	---	--	-------

教育委員会	<p>1 収入未済額の解消</p> <p>高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。</p>	<p>高等学校等奨学金貸付金などの返還に係る収入未済額の解消に向けては、文書や電話による催告のほか、戸別訪問を行って直接納入を求めるとともに、誠意が認められない事案については、簡易裁判所へ支払督促を申し立てるなど、厳正な対応に努めております。</p> <p>その一方、経済的な事情により奨学金の貸与を受けた者が、返済能力を伴わないまま償還時期に至っているケースも少なくないため、債権確保が困難な場合もありますが、既に返済を完了し、又は、誠実に履行している奨学金借受者との公平性を保つ観点からも、引き続き厳正に、収入未済額の解消に当たってまいります。</p> <p>なお、地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金につきましては、納入通知等を行う際に返還免除制度の周知を図って、債権自体の縮減を進めてまいります。</p>	高校教育課
-------	--	---	-------

<p>教育委員会</p>	<p>2 「学校案内」、「学校要覧」、「学校ホームページ」の管理</p> <p>「学校案内」、「学校要覧」、「学校ホームページ」などに掲載されている情報の内容に、古いもの、誤りのあるものが依然として散見されました。</p> <p>こうした媒体により提供・公開する情報は、正確で時宜を得たものであることはもとより、「見やすさ」、「わかりやすさ」などにも配慮した適切なものとなるよう指導してください。</p> <p>また、ホームページについては、不特定多数の者のアクセスが可能であることから、特に留意することが求められます。「学校ホームページ」の管理を担当者のみに任せるのではなく組織として対応することや、掲載すべき項目、情報の維持管理の方法などを定めた、学校ごとの「ホームページ管理運営規程」の整備などが必要と考えられますので、その「ひな型」を作成し学校に提供するなど、適切な管理の方法について検討してください。</p>	<p>「学校案内」、「学校要覧」、「学校ホームページ」などを通じた情報発信については、現在、各高校がそれぞれの特色や経験を生かしながら、個別に取り組んでいます。</p> <p>これらの情報発信ツールには、学校の資料のみならず、校外へのPR媒体としての機能もありますので、掲載情報の正確性の確保が最優先事項であることは御指摘のとおりです。</p> <p>情報の正確性は、発信者の責任において確保されるべきと考えますので、各高校に対し、組織としての対応や適切な更新を促すなどの注意喚起を行ってまいります。</p> <p>また、情報発信項目等に係る画一的な規制を設けることは、各高校のこれまでの努力や個性を否定しかねないため、閲覧者の視点に立った「見やすさ」、「わかりやすさ」にも配慮した情報発信の在り方について、各高校ごとに検討・対応を進めるよう求めてまいります。</p>	<p>高校教育課</p>
	<p>学校案内等については、毎年度初めに各校に提出を求めているところですが、今後、こうした情報媒体により提供・公開される情報がより適切なものになるように、教頭会等を通じ、各校への指導を継続するとともに、学校ホームページの管理運営についても適切な管理方法を検討していきます。</p>	<p>特別支援教育課</p>	

教育委員会	<p>3 小諸高等学校音楽科の「特色ある学科」としての魅力発信等</p> <p>小諸高等学校音楽科の定員は40名ですが、入学者数はこれを下回る状況が続いています。</p> <p>平成7年に同科が開設された当時と比べて、社会的・経済的環境が大きく変化し、生徒の進路選択に影響を与えていることが主因と考えられます。</p> <p>このような状況下にあっても、県下唯一の音楽科として精彩を放ち、存続し続けるためには、更なる工夫や努力が必要と考えます。例えば、音楽指導に当たる専任講師陣は国内外で実績のある多彩な人材に恵まれていますので、これら講師の出身大学と連携し、推薦入学の枠をより多く確保し、音楽を志す生徒に学校の魅力を提供することなどが考えられます。</p> <p>また、楽器類の管理等について、音楽科棟の空いている練習室などに何種類もの楽器が雑然と置かれている状況が見受けられました。これは、以前より管楽器、打楽器専攻の生徒が増加し、収納スペースが不足してきているためと思われます。保管等について、現施設の効率的な活用方法等について学校全体で取り組む余地が十分にあると思われます。なお、楽器類の維持、更新には多額の費用を要することから、計画的に予算を確保しつつ、進める必要があります。</p> <p>いずれにしても、平成7年に県下唯一の音楽科が開設されて以来17年を経た今、もう一度設立の意義など原点に立ち返って、現状打開に向けた取組を進めてください。</p>	<p>音楽科の定員割れ解消については、これまで全県の中学校等に訪問し直接生徒及び教員に本校のPRをするなどして受検生の確保に努力してまいりましたが、これ以上に生徒の卒業後の進路を見据えた新たな魅力向上が必要であると考えています。</p> <p>このため、監査委員のご意見のとおり本校音楽科の専任講師陣等と連携するとともに、本校職員においても音楽大学等の訪問により指定校推薦の確保などを多く図るよう努力してまいります。</p> <p>また音楽を志す生徒のニーズに対応できるよう平成25年度からは電子オルガン専攻を導入することとしており、音楽科の更なる魅力向上について喫緊の課題として対応してまいります。</p> <p>また、楽器類の管理等につきましては、適切かつ効率的な管理ができるよう施設全体を点検していくとともに、楽器類の更新計画を作成し、必要な予算要求をしてまいります。</p>	小諸高等学校
	<p>いづれにしても、平成7年に県下唯一の音楽科が開設されて以来17年を経た今、もう一度設立の意義など原点に立ち返って、現状打開に向けた取組を進めてください。</p>	<p>入学者数が定員を下回っている現状の対策として御指摘のあった「大学推薦枠の確保」については、卒業後の進路を具体的にイメージできることによって学習に集中できる環境が整えられ、かつ、高校進学を目指す者にとっての魅力にもなると考えられますので、講師の出身大学との連携に努めてまいります。</p> <p>また、同じく御指摘のあった「国内外で実績のある多彩な専任講師陣」などの充実した音楽科の学習環境については、様々な機会を捉え、これまで以上に魅力としての発信を図ってまいります。</p> <p>なお、楽器類の管理に関する「計画的に予算を確保して維持・修繕する必要がある」旨の御指摘については、楽器類の状態や現場の高校が考える更新計画などを勘案し、音楽科の魅力を損なわない対応を検討してまいります。</p>	高校教育課

警察本部	<p>1 警察本部の建設工事等に係る成績評定の実施</p> <p>警察本部においては、駐在所や交番の新築等工事、交通信号機の改修工事、これらに係る設計業務委託などの数多くの契約が締結されています。</p> <p>知事部局、企業局、教育委員会においては「長野県建設工事等検査要綱」(平成15年4月1日会検第1号)、「工事成績評定要領」(平成14年8月1日適用)及び「委託業務等成績評定要領」(平成14年11月18日適用)により、500万円以上の建設工事や100万円以上の建設工事に係る委託業務について完了検査等を終了したときには、その成績を評定しなければならない制度となっていますが、警察本部では実施されていません。</p> <p>このため、警察本部においても成績評定を行うことが、品質確保等に必要と考えられますので、駐在所等の建設工事など可能なところから実施することを検討してください。</p>	平成25年度より駐在所等の建設工事などについて、県建設部の技術支援を受け、試行的に実施していきます。	会計課
------	---	--	-----

総務部
教育委員会

1 職員宿舎の共同利用の促進

松川高等学校が管理する元大島職員宿舎は平成9年2月に建築された比較的新しい施設ですが、入居率は50%と低く、他の高校でも同様の状況が散見されました。

職員宿舎の入居状況は以下の表のとおりで、入居率は若干上昇していますが、戸数にして2割から3割近くが未入居となっており、特に学校や単独現地機関で管理している宿舎の入居率が低い状況にあります。

以前から各財産管理者の判断により、異なる任命権者間の相互利用が可能な取扱いとなっていますが、そうした利用が促進されている状況にはなっていません。

職員宿舎に関し「長野県ファシリティマネジメント基本方針」では、「管理事務の集約化や宿舎情報の一元化を進める。」、「任命権者ごとにそれぞれ管理している職員宿舎について共同利用計画を策定し、宿舎の有効利用を進める。」とされ、ワーキンググループによる検討が行われていますが、実際の運用が開始されるまでには、もうしばらく時間を要すると考えられます。

当面の課題として共同利用を進めるためには、少なくとも各財産管理者が利用可能とする宿舎の情報が公開され、広く共有される必要がありますが、現時点ではそのような環境は整えられていません。

情報ステーション長野の掲示板や内部事務総合システムなどに、所長宿舎なども含めた利用可能な施設について、任命権者ごとにまとめて情報を掲載しだれでも確認できるようにするなど、利用促進に向けて、ファシリティマネジメントの具体化までに、今できる取組について前向きに検討し、迅速に対応してください。

現在、県有財産ファシリティマネジメントプロジェクトチームに設置された職員宿舎ワーキンググループにおいて、職員宿舎の共同利用(有効活用)や管理戸数の最適化(総量縮小)等に向け各任命権者が一体となって検討及び取組を進めております。

今後、共同利用に先立ち、利用可能な職員宿舎の情報を内部事務総合システムに掲載し、全ての職員が確認できるよう情報発信を進めてまいります。

職員課
保健厚生課

農政部 林務部 建設部	1 土砂災害防止法の指定区域に関する組織連携 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)」による土砂災害警戒区域等の指定は、県内でおおむね全体の6割程度まで進捗しており、建設部では指定後に対策施設を設置すると、土砂災害警戒区域等の指定の見直しを行っています。	「土砂災害防止法の指定区域」に関する部局間での情報共有については、指定区域内における地すべり防止施設等の設置に先立ち、建設事務所等関係機関への計画及び完成施設等の資料提供が確実に行われ、適切な情報共有ができるよう、現地機関に通知するとともに、毎年行われる担当者会議において徹底を図っていきます。	農地整備課
	上小地方事務所林務課施行の「復旧治山(火山地)事業(東御市本海野)」については、土砂災害警戒区域内の急傾斜地(保安林)崩壊対策工事であり、指定の見直し等の検討につながるものですが、工事完了後、建設事務所に情報が伝達されていませんでした。	「土砂災害防止法の指定区域」に関して、建設部と林務部の部局間における連携については、『「土砂災害警戒区域等」指定地において治山施設を計画する場合の留意事項について(平成24年10月1日付け24森推第415号林務部長通知)」により、治山事業の計画段階及び工事完成後に、現地機関(地方事務所林務課並びに建設事務所及び砂防事務所)で施設についての情報共有を図ることとしました。	森林づくり 推進課
	建設部以外の関係部局で行った工事については、建設事務所にその内容が伝えられていないことが多く、指定の見直しがされていないため、部局等の連携を行う仕組みを検討してください。	このことについては従来各地域の総合土砂災害対策推進連絡会において関係機関での情報共有を図ってきたところです。 今年度諏訪地区での同様の事業では、関係部局の連携が図られ土砂災害特別警戒区域の見直しを行っております。 今回、上小地区の事案が生じたことから、「治山施設等の工事完了による土砂災害特別警戒区域の見直しについて(平成24年10月15日付け24砂第114号砂防課長通知)」により、各建設・砂防事務所へ通知し情報共有の徹底を指導いたしました。 引き続き毎年開催している各地域の総合土砂災害対策推進連絡会で情報共有を図ります。	砂防課

<p>教育委員会 総務部 健康福祉部 商工労働部 農政部 林務部</p>	<p>1 学校施設の改修等に係る安全対策上の再確認</p>		教育総務課	
	<p>松本養護学校において体育館床の塗装面がはがれ、ささくれていることから、年度末に床の研磨と塗装を施す改修が行われていました。(工事費：2,436千円、工期：平成24年2月28日から3月30日)</p>	<p>修繕等の緊急性及び必要性を勘案し、優先順位を付けるなどして安全確保のための改築や改修を進めるよう努めます。</p>		
	<p>監査時にその状況を確認したところ、床表面はきれいに補修されていましたが、歩くと床がたわむ感じがしたので再度床下の調査を依頼しました。</p>	<p>高等学校における施設・設備の改修等に当たっては、御指摘の趣旨を踏まえ、生徒の安全確保を最優先した適時・適切な対応に努め、より快適な学習環境の整備を図ってまいります。</p>		高校教育課
	<p>その結果、床下構造部に隙間ができていたことが判明し、安全面を考慮してその隙間を解消する修繕を追加して行うことになりました。</p>	<p>修繕等を行う際は、学校の施設担当及び建設業者等立ち合いの下で現場確認をし、修繕内容の検討を行っておりますが、今回のご意見を踏まえ、より安全安心な学校づくりを行うため、必要箇所においては様々な想定を行いながら必要に応じ建築技師等とも相談し、適切な修繕に努めてまいります。</p>		特別支援教育課
	<p>当該校に限らず、学校施設においては、児童、生徒、学生たちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であるにもかかわらず、その老朽箇所等の改修に当たっては、当面の機能回復や補修といった対症療法的な対応に終始し、最も優先されるべき安全確保のための改築や改修の必要性をチェックする基本的な観点が見落とされがちであると思われます。</p>	<p>学校施設の老朽箇所の改修等については、予算の範囲内で緊急性等を勘案しながら計画的な修繕を行っておりますが、学生等の安全確保の観点を第一に、改修等が適切に行われるよう努めてまいります。</p>		情報公開・私学課 県立大学設立準備室
<p>学校施設の改修などに当たっては、応急措置として早急な対応が必要となる場合もありますが、様々な状況を想定し、児童・生徒等の安全確保の観点から、一步踏み込んだ検証を行い実施するよう努めてください。</p>	<p>学校施設や設備の多くは、老朽化により改修の必要性が生じています。各施設において、改修が必要な箇所について把握し、その状況・状態に応じて、優先順位を決めた上で、計画的に改修や修繕を実施してまいります。</p>		医療推進課	

		<p>福祉大学校の校舎は、平成7年に全面改築しており、直ちに改修する必要はありませんが、今後、各施設において、修繕等が生じる場合は安全面を考慮して実施してまいります。</p>	地域福祉課
		<p>工科短期大学校、技術専門校の施設改修に当たっては、利用者の安全確保の観点による改築や改修の必要性をチェックした上で、施設修繕等を実施してまいります。</p>	人材育成課
		<p>農業大学校の施設・設備については、生徒の安全確保に支障が生じないように、要望及び緊急性等を勘案して適時・適切な改修に努めているところです。</p> <p>今後も、予算の範囲内で対応可能な補強方法と効果を検証し、生徒が安心して学習できる環境の整備・改善に努めてまいります。</p>	農業技術課
		<p>施設の改修等に当たっては、学生の安全確保の観点から十分に検証を行うよう努めてまいります。</p>	信州の木振興課

<p>教育委員会 総務部 会計局</p>	<p>1 保守点検等管理業務委託に係る契約方法等の改善</p>	<p>御指摘のあった業務委託は、自家用電気工作物及び消防設備の保守点検に関し、法令に基づく事項及び機器を稼働するための最低限の項目を内容とするものですが、法令改正等がない限り、業務内容及び委託料の積算にも大きな変更がないため、徐々に予定価格と見積額との差が発生し難い状況になってしまったものです。</p>	<p>高校教育課</p>
	<p>高等学校等における自家用電気工作物や消防設備の保守点検業務委託契約において、落札率が100%となっている事例が散見されました。</p> <p>平成23年度定期監査報告の重点監査事項「庁舎等の管理に係る外部委託について」の基礎調査データからも、これらの業務委託においては、全体の契約件数に対する随意契約の割合が97%となっており、落札率が90%を超える契約の割合は、自家用電気工作物では8割以上、消防設備については6割以上となっています。</p>	<p>これらの業務内容には、機器及び設備の故障など、緊急・突発的な事態への対応が含まれるため、業務対象地域を広げた一括契約方式では、応札者が、営業拠点を多く持っている業者に限定される可能性も無視できませんが、契約行為に当たっての競争性が担保される方策について検討してまいります。</p>	
	<p>高等学校等の現地機関においては、上記に掲げた業務も含めて同種の業務委託契約を各機関それぞれに行っていますが、同種の業務については地域ごとにまとめて一括契約とするなど集約化を図り、より競争性が担保される一般競争入札や公募型見積合わせの導入について検討してください。</p> <p>また、高等学校に限らず広く県機関において行われている保守点検等の管理業務委託に関し、業務別の積算方法、標準的仕様のあり方、業者選定や契約の方法等に関するガイドラインなどを定めて、業務の集約化や効率化を図られるよう検討してください。</p>	<p>維持管理業務の積算方法及び仕様については、ファシリティマネジメントのワーキンググループで県庁及び合同庁舎における清掃業務等4業務の統一を平成24年度に図ったところです。</p> <p>他の保守点検等の維持管理業務についても、引き続き検討してまいります。</p>	
<p>契約事務の集約化や効率化については、関係課で構成するワーキンググループを活用するなどして検討を行っており、警備業務や保守点検等管理業務に関しては、平成25年度から一部の地域、一部の部局において一括契約の試行を予定しています。</p> <p>今後も、この試行結果の検証を踏まえ、契約事務の集約化や効率化を行う業務の拡大について検討を行ってまいります。</p>	<p>会計課</p>		

平成24年度定期監査報告

【重点監査に係る監査委員の意見についての担当機関としての方針】

所管課所：財産活用課

監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	意見に対する方針
<p>1 使用目的の再検証</p> <p>使用料については、財産条例第13条において、「使用許可の相手方」及び「使用目的」により、減額又は免除ができるとされています。今回の監査で、使用許可の相手方(団体)の業務の形態を詳細に調査したところ、団体の事務事業に会員の親睦事業や共済事業など県の事務事業との関連性がない事業、物資の販売等の公益以外の事業も含んでいるものもわかりました。</p> <p>また、県の事務事業との関連性に関しては、県から事務事業を受託していることを減免の理由としている場合が見受けられました。</p> <p>このような団体の使用許可については、減額又は免除できることに該当するのかを再検証し、許可そのものや減免の妥当性を見直す必要があると考えます。</p>	<p>許可基準を明確化するなどにより、適切な使用許可を行うとともに、受益者負担の適正化の観点から、減免の妥当性を見直しを行ってまいります。</p>

2 「公共的団体」の範囲の明確化

「取扱要領」第1の1の(2)のイにおいて、公共的団体とは、「農業協同組合、森林組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、日本赤十字社、交通安全協会等の社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育協会、青少年育成会等の文化事業団体、又は町村会、土地改良連合会、土木振興会等の行政関連団体など公共的活動を営む団体」とされています。また、公益法人であってもすべて公共的団体に該当するとは限らないとされています。

昨今、県とNPO法人との協働による事務事業が増加し、県とNPO法人の関わりも以前にも増して深くなってきています。また、公益法人制度改革による新制度移行の期限も平成25年11月に迫っていますので、「公共的団体」の範囲を見直し、明確にする必要があります。

公益法人制度改革等の状況も踏まえ、行政財産目的外使用許可事務取扱要領第1の1の(2)のイにおける「公共的団体」の範囲の記述をより明確なものに見直し、財産管理者が容易に判断できるようにしてまいります。

3 公益を目的とする事業の判断基準の明確化

「取扱要領」第1の1の(2)のウにおいて、「公益を目的とする事業」とは、「社会福祉、教育研究等の事業で、営利を目的とせず、社会一般の福祉に寄与する事業をいう。」とされています。しかしながら、この「公益を目的とする事業」とは必ずしも明確ではなく、財産管理者の判断によるところが大きく、拡大解釈も可能です。実際に、同種同様の事業内容にもかかわらず、財産管理者によって公益を目的とする事業のとらえ方や減免条項の適用において差異が見受けられました。

公益性は、許可や減免の重要な判断要素になるものですので、公平性の点からも、財産管理者が判断に迷わずに適用できるレベルの細かい判断基準を設ける必要があります。

また、減免が限定的なものと考えれば、公益社団・財団法人に限って、公益性を認めるという考え方もあるように思います。

行政財産目的外使用許可事務取扱要領第1の1の(2)のウにおいて、「公益を目的とする事業」の定義について見直しを検討してまいります。

なお、公益社団・財団法人以外の団体においても、公益を目的とする事業を行っている場合があることなどから、使用料の減免については、より実情が反映できるよう制度設計を行ってまいります。

4 事業実態に応じた減免割合の可変的な運用

事務室の使用許可の大部分が、「公共的団体その他の者において、県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合(減免基準3号)」により全額免除をしていますが、当該団体の許可事務室内で行われる事業の全てが、県の事務事業に直接関連のある事務、事業であるかの見極めが難しいため、ほとんどが10分の10の減免率を適用しています。

受益者負担の適正化という観点から、10分の10又は2分の1の減免率を一律に適用するのではなく、当該団体が行う事務事業の公益性や県の事務事業との関連性、県が受ける便益等を総合的に勘案することにより、事業内容等に応じた可変的(何段階にも分ける)な減免割合を適用するよう運用を見直す必要があります。

この場合も、基準があいまいであると財産管理者によって運用に差異が生じてしまいますので、財産管理者が判断に迷わずに適用できる基準を定めることが重要です。

使用許可申請に当たって、当該団体の性格及び事業内容などを詳細に審査した上で、使用料の減免割合を可変的に適用できるよう減免基準の見直しを検討してまいります。

5 「財務状況」の減免基準への反映

現行の減免基準の適用に当たっては、「許可団体の財務状況」は全く考慮されていません。このため、財務状況に余裕がある団体に対しても使用料を減免しています。しかし、使用料の減免は、許可団体に対する家賃補助や運営費補助の性格を持っているとも考えられます。

財務状況をどのように把握し、判断するのか、実際の運用にあたっては課題もありますが、団体の財務状況に着目する必要があると思われます。

許可団体の財務状況を勘案した上で、使用料の減免割合へ反映できるよう減免基準の見直しを検討してまいります。

6 「許可面積」による減免基準適用の見直し
事務室の許可面積は、「取扱要領」第1の2の(2)では、1人につき3.3㎡を適当としています。しかし、これを超過しているケースが許可件数の3分の1程度で見受けられました。

使用許可の面積は、事務事業の内容(使用目的)を基に必要最小限であることが使用許可の前提条件です。しかし、この必要最小限をどのようにとらえるかは明確になっていません。特に、一室を単位として使用許可している場合には、職員数が減少したからといって直ちに縮小できないなどの物理的な問題もあります。

ファシリティマネジメントでいうオフィススタンダードの検討に併せて、例えば、標準面積を超える部分については減免基準の見直しが必要であると考えます。

標準面積の妥当性も含め、許可面積による減免基準の見直しを検討してまいります。

7 業務形態の正確な実態把握と使用許可期間の延長

事務室の使用許可は、一部例外を除き1年ごとに許可申請が必要となりますので、許可申請の多くが「更新」です。許可に当たっては、「申請書」と「関係課所の長の意見書」など書面のみで審査していますが、前年度と同じ内容の申請書や意見書により許可しているものも多く見受けられました。減免基準の運用を厳格に行うためには、当該団体の業務形態を正確に把握することが必要です。

このため、現行の書類だけの審査だけではなく、申請団体からの聞き取り調査を行うなど、より実態を正確に把握できる審査方法を検討する必要があります。

また、現行の1年以内の使用許可期間を延長し、申請・許可に係る事務の軽減を図ることも考えられますので、財務規則の改正等について検討してください。

使用許可申請に当たって、決算書類を添付させるなど、業務実態をより正確に把握できる審査方法に改めるよう検討してまいります。

なお、1年を超えても許可の適否及び減免基準の適用に明らかに変更がないと見込まれる場合には、1年を超える使用許可期間とすることができるよう規定の見直しを検討してまいります。

8 自動販売機の貸付けに係る予定価格の見直し

平成19年3月施行の地方自治法改正により、庁舎の床スペースや敷地等に余裕がある場合には、民間等への貸付けが可能となりました。

本県でも、平成22年度から自動販売機の公募方式による貸付けを順次実施し、従来の使用料に比べて30倍を超える貸付料を得ています。検討事項において、貸付料予定価格の算定方法についての見直しを求めているところですが、平成25年度には、貸付けの最初の更新時期を迎えることから、この公募事務に間に合うよう早急に検討を進めてください。

貸付料予定価格の算定方法について、現状の貸付料を反映させる見直しを行い、平成24年11月26日付けで財産管理者あて通知しました。

9 余裕スペースの有効活用による貸付料の確保

・行政財産の余裕スペースの貸付けとして、県庁舎においては、平成24年8月からエレベーターホールやエレベーター内の壁面の貸付けを始めていますが、この効果を検証し、県庁舎内の他の余裕スペースや県庁舎以外の県有施設への拡大を検討してください。

・民間事業者等が庁舎の屋根等を利用して太陽光発電を行う場合においては、行政財産の貸付けによる方法が検討されていますが、貸付料についても明確なルール化を図る必要があると考えます。

エレベーターホールの壁面等の貸付けについて、必要な規定を整備し、県庁舎以外の県有施設への拡大を図ってまいります。

庁舎の屋根や壁など行政財産の貸付けのルール化を検討してまいります。なお、太陽光発電を行う場合については、売電単価の変動も踏まえ、弾力的な貸付料の設定を検討してまいります。

平成24年度定期監査報告

【工事監査に係る監査委員の意見についての担当機関としての方針】

所管課所：建設政策課

監査の結果に関する報告の工事監査に係る意見	意見に対する方針
<p>1 街路樹等の管理について</p> <p>街路樹の管理を含めた道路の維持補修については、平成20年9月に策定された「民間委託等の推進に関する取組方針」を受けて、職員による直営作業についての民間委託が進められており、平成25年度にはほぼ全域で移行される見込みです。今後、民間委託される中であっても、街路樹の生育状況を的確に把握し、見通し不良や通行障害などにならないよう必要な対応を継続実施していく必要があります。</p> <p>今回、建設事務所別に高木の植栽状況や管理状況を調査したところ、次のような改善すべき点がありましたので検討してください。</p> <p>ア 台帳類の整備について</p> <p>道路管理上重要な道路台帳や橋梁、トンネルなどの重要構造物台帳については、従前からその整備や更新が行われてきましたが、街路樹に関する台帳類の整備は、半数以上の建設事務所で行われていませんでした。今後、民間委託が進む中では、地域に不慣れな職員や新たに受託する業者でも、台帳類を基に現状の把握が速やかに行えるようにする必要があります。</p> <p>既に作成されている台帳類については、植栽の一覧表のみのもの、管内図に写真を貼付したもの、植栽区域ごとに状況を記載したものなど様々な形態のものがあります。県下全域で一定水準の管理レベルを確保するためには、まず、統一した様式の台帳類を整備しておく必要があります。</p> <p>なお、次のステップとして、状況確認のチェックリストの整備、管理手法の規格化・マニュアル化、管理計画の策定などにより、効率的・効果的な管理を推進していくことが重要と考えます。</p> <p>イ 植栽点検の充実について</p> <p>植栽状況の点検については、主として日常</p>	<p>ア 台帳類の整備について</p> <p>県管理道路における街路樹（高木）については、統一した様式による台帳を建設事務所ごとに整備し、街路樹の状況を把握するなど、効率的・効果的な管理に努めてまいります。</p> <p>イ 植栽点検の充実について</p> <p>道路パトロールの中で、街路樹の生育状況についても注視して点検を行い、その際異常が認められた場合や地域から情報が寄せられた場合には詳細な点検を行うなど、植栽点検の充実にも努めてまいります。</p> <p>ウ 植栽管理のあり方について</p> <p>道路パトロール時における点検に加え、草刈り等の定期作業時における点検や地域からの情報提供による点検により、街路樹の生育状況の把握に努め、安全で快適な道路環境の保全を図ってまいります。</p>

的に行われている道路パトロールと職員による随時の確認により行われていますが、道路パトロールについては、長い区間を車両で通行しながら道路施設を点検するため、高木の状況、交差道路からの見通し、害虫類の状況などの把握をきめ細かく行うことは難しく、地域住民などからの通報により危険箇所が判明する場合があります。

限られた職員体制の中で全ての状況把握は困難だと思いますが、状況によっては、街路樹が重大な事故の原因となるおそれがあるため、アに記載した台帳類を早急に作成し、効率的な点検を定期的に行うなど、植栽点検の充実に努めてください。

なお、今後、民間委託を実施するに当たり、点検業務をその中に含めて行うなどの効率化についても検討してください。

ウ 植栽管理のあり方について

今回の調査により、高木の植栽管理で地元の協力が得られているのは、全体の約1割にとどまっていることが明らかになりました。その理由としては、高木管理は落葉清掃などのほかは安全面、技術面から難しいことや、道路愛護団体の参加者の高齢化などが考えられます。

今後、高齢化が更に進む中で、従来のような形で地元協力を得るのは難しい面もあると考えられますので、これからは、既にあるボランティア制度「信州ロード観察隊」のような情報提供による形での協力など、より現実的、効果的な地域協働のあり方を検討することも一つの方法です。

いずれにしても、道路管理者として、台帳類の整備や定期点検などの管理体制を整えるとともに、現状の課題等をよく見極め、より安全で快適な道路環境の確保のため、効率的で効果的な植栽管理が行える方策を総合的に検討してください。